



## COVID-19 関連法令 (十九)

### 業務上の必要により海外へ出張し、帰国後、規定に基づき国内防疫ホテルに宿泊した場合、宿泊費・食事代・雑費は出張旅費として計上することができる

財政部台北国税局は次の通り説明しています。営利事業者の従業員が業務上の必要により海外へ出張し、帰国後、中央感染症指揮センターの規定に基づき国内防疫ホテルでの隔離が必要となった場合、当該隔離期間は出張日程の一部に属します。隔離において発生した宿泊費・食事代・雑費を営利事業者が負担した場合、営利事業者の業務上の必要により生じた費用とみなされ、営利事業所得稅監査準則(以下、監査準則)第74条の規定に基づき、国内出張旅費として計上することができます。(財政部2022年3月2日付プレスリリース)

国税局は以下の例を挙げて説明しています。A社は、ビジネス上の必要性により従業員を海外出張に派遣し、当該従業員は帰国後、防疫規定に基づいて国内の防疫旅館で隔離を受けた。隔離期間の食事代・雑費はNT\$8,400、

宿泊費はNT\$98,000、合計NT\$106,400でした。当該従業員の隔離期間中、いかなる業務スケジュールも手配していませんでしたが、隔離期間は出張の範囲内であるため、発生した費用は営業に関連すると認められます。よって、A社が全額負担した関連隔離費用NT\$106,400は、国内出張旅費として計上することができます。

営利事業者は、従業員の海外出張からの帰国後の隔離費用について、宿泊費はホテル業者から統一發票や領収書入手する必要があります。食事代・雑費については、日当金額を超えていなければ外部の証憑の提供は不要です。日当金額を超える場合は、權益を維持し、費用計上の根拠とするために外部の証憑の提出が必要となります。

項目	関連費用及び説明	
原因	業務上の必要により帰国後、防疫規定に基づき国内防疫ホテルでの隔離が必要となった場合に発生した費用は営業に係るものと見なされ、会社がその全額を負担する。(監査準則 § 74)	証憑(監査準則 § 74)
出張旅費	NT\$ 106,400	国内出張旅費として申告し、限度額を計算する。限度額を超過した分は従業員給与に属す。
宿泊費	NT\$ 98,000	宿泊費領収書の宛名が営利事業者又は出向者の氏名であれば、計上が認められる(台財稅第37296号)
食事代・雑費	NT\$ 8,400	国内の日当金額に基づき計算する。外部証憑の提供は不要。

# KPMG Taiwan Network

## 台北事務所

日本業務組連絡先 日本語対応可能

台北市11049信義区

信義路5段7号68F

T : +886 2 8101 6666 (代表)

F : +886 2 8101 6667

## 新竹事務所

新竹市300091

科学园区展業一路11号

T +886 3 579 9955

F +886 3 563 2277

## 台中事務所

台中市40758西屯区

文心路二段201号7F

T +886 4 2415 9168

F +886 4 2259 0196

## 台南事務所

台南市700002中区

民生路2段279号16F

T +886 6 211 9988

F +886 6 6229 3326

## 高雄事務所

高雄市801647前金区

中正四路211号12Fの6

T +886 7 213 0888

F +886 7 271 3721

## Contact us

### パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 2 8758 9946 内線番号 : 02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 2 8758 9688 内線番号 : 02587

E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 2 8758 9995 内線番号 : 02909

E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 2 8758 9794 内線番号 : 06195

E kojitomono@kpmg.com.tw

柯 有聰

パートナー

T +886 2 8758 9980 内線番号 : 16592

E jasonko1@kpmg.com.tw

### 記帳部門 ( 記帳代行、個人所得税、給与計算等 )

蔡 文惠

パートナー

T +886 2 8758 9992 内線番号 : 00584

E etsai@kpmg.com.tw

### 登記部門 ( 会社設立、ビザ取得等 )

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 2 8758 9780 内線番号 : 02340

E migilee@kpmg.com.tw

### 日本人顧問

坂本 幸寛

T +886 28758 9751 内線番号 : 19065

E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

平野 健史

T +886 2 8758 9927 内線番号 : 19794

E thirano1@kpmg.com.tw

## home.kpmg/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2022 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

発行責任者 : 林 琇宜 統括 / KPMG台湾